

響灘地区製鋼工場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見

1 温室効果ガス等に関する環境影響評価について

環境影響評価方法書において、温室効果ガス等の環境影響評価項目に二酸化炭素を選定し、施設の存在及び稼働に伴う二酸化炭素の発生量を予測する旨が記載されているが、建設工事の実施、工事用車両の走行、関連車両の走行及び資材運搬用船舶の航行に伴う当該物質の発生量の予測を実施するかについて再検討を行い、実施する場合にはその理由及び環境影響評価の結果を、実施しない場合にはその理由を環境影響評価準備書に記載すること。

2 環境保全措置について

(1) 温室効果ガス等について

本事業の実施により発生する二酸化炭素による影響が懸念されるため、当該物質に係る適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価準備書に記載すること。

(2) 景観及び緑化について

対象事業実施区域の周辺は、豊かな自然環境を有する地域であることから、事業の実施に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の景観に著しい影響を及ぼすことが懸念されるため、自然景観との調和に配慮した建屋の色彩及び自然環境の創出を目的とした在来種の植栽による緑化計画について検討し、環境影響評価準備書に記載すること。

3 その他について

環境影響評価方法書において、船舶を用いて資材を運搬する旨が記載されているが、船舶の航行及び着岸並びに資材の積降し時においては、公共用水域を汚染しないように留意し作業を実施すること。